

7月1日からの給与削減に 断固反対します！！

広島大学教職員組合
執行委員長 西村 雄郎

2月29日国会が「震災復興財源に充てる」との名目のもと、今年度から2年間、国家公務員給与を平均7.6%大幅削減する「臨時特例に関する法律」を成立させました。これをうけ、広島大学は5月15日浅原学長名で「広島大学教職員の給与改定について」を掲示し、さらに、平野総務・財務担当理事は5月30日の団体交渉で、給与削減を7月1日から実施することもあり得ることを発言しました。

その内容は次の通りです。

- ①人事院勧告平均0.23%削減、臨時特例給与平均7.6%削減を7月1日から実施する。
- ②緩和措置として、地域手当を廃止し、「社会一般の情勢、地域的な諸条件及び財政状況等を考慮して、給与上特別の調整」を行う「特別調整手当」を新設。従来の地域手当に1%加算し、広島市勤務者7%、広島市以外勤務者4%を支給する。
- ③ただし、この加算は7月1日から補正予算政府原案閣議決定時期（11月を想定）の翌月までとして、運営交付金が大幅に削減された場合は減額を行う。最高減額率は4%で、特別調整手当支給額は広島市3%、広島市以外0%とする。

この給与削減は、本年7月から来年3月までに、61歳教授で634,915円、48歳准教授で406,149円、34歳助教で161,756円、54歳室長・GLで413,318円、36歳主任で227,653円、28歳グループ員で58,719円、49歳附属学校教員で263,027円、49歳看護師長で404,748円、29歳看護師で77,601円、50歳薬剤師・主任技師で328,392円、33歳医療技師・技士で111,797円（団体交渉資料）と大幅な削減であり、しかも、本年11月に予定される補正予算によってはさらなる大幅削減もあるという案です。

しかし、広島大学は独立した大学法人であり、広島大学教職員が国家公務員給与の減額に合わせなければならない理由はありません。また、「臨時特例に関する法律」成立後は独立行政法人の扱いに関する閣議決定も行なわれていません。そして、「臨時特例に関する法律」による国家公務員給与の削減は憲法違反の疑いもあり、さらに、学長・理事は給与改定のたび「教職員給与は人事院勧告に準拠することがもっとも妥当」とこれまで主張しており、その主張とも矛盾するものです。

これまでの団体交渉によれば学長・理事側も「広島大学に対する運営費交付金がいくら削減されるのか把握できていない」状態にあります。この段階で、国家公務員と同じ大幅な給与削減を行なう根拠はありません。さらに、新聞報道によれば運営費交付金の削減額は国立大学法人へ交付されている運営費交付金の3%に満たない金額（広島大学で約7億円）となっており、760億円規模の財源をもつ広島大学が自ら経営的に対応できない額とは言えません。

広島大学教職員組合は教職員の生活を考えない、浅原学長による一方的で、大幅な給与削減に、断固反対します。